

米国・中国知的財産権訴訟判例解説（第55回）

AI発明に対する米国特許法第101条の
保護適格性判断～汎用的な機械学習を新しいデータ環境に
適用する場合の判断～

RECENTIVE ANALYTICS, INC.,

Plaintiff-Appellant

v

FOX CORP., FOX BROADCASTING COMPANY,

LLC, FOX SPORTS PRODUCTIONS, LLC,

Defendants-Appellees

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

クレーム発明が、米国特許法第101条に規定する保護適格性を有するか否かは、Alice最高裁判決¹で判示された2段階テストにより判断される。Step 1では、問題となっているクレームが、抽象的なアイデアに向けられているか否かを検討する。クレームが抽象的なアイデアに向けられている場合、Step 2に進み、クレームが抽象的なアイデア自体よりも「大幅に多くの」内容を記載しているかどうかを検討する。

本事件ではイベントパラメータ及びイベントターゲット特徴から機械学習モデルによりイベントスケジュールまたはネットワークマップを生成するクレームの保護適格性が問題となった。

CAFCは、確立された機械学習手法を新しいデータ環境に適用するだけのクレームは保護適格性を有さないとして、地裁判決を支持した。

2. 背景

(1) 特許の内容

Recentiveは米国特許第10911811号（811特許）、10958957号（957特許）、11386367号（367特許）及び11537960（960特許）の特許権者である。これらの特許は、エンターテインメント業界及びテレビ放送局が直面している問題、すなわちライブイベントのスケジュールを最適化する方法、及び、特定の時間に特定の地理的市場内で放送局のチャンネルで表示される番組またはコンテン

1 *Alice Corp. Pty. Ltd. v. CLS Bank Int'l*, 134 S.Ct. 2347 (2014)